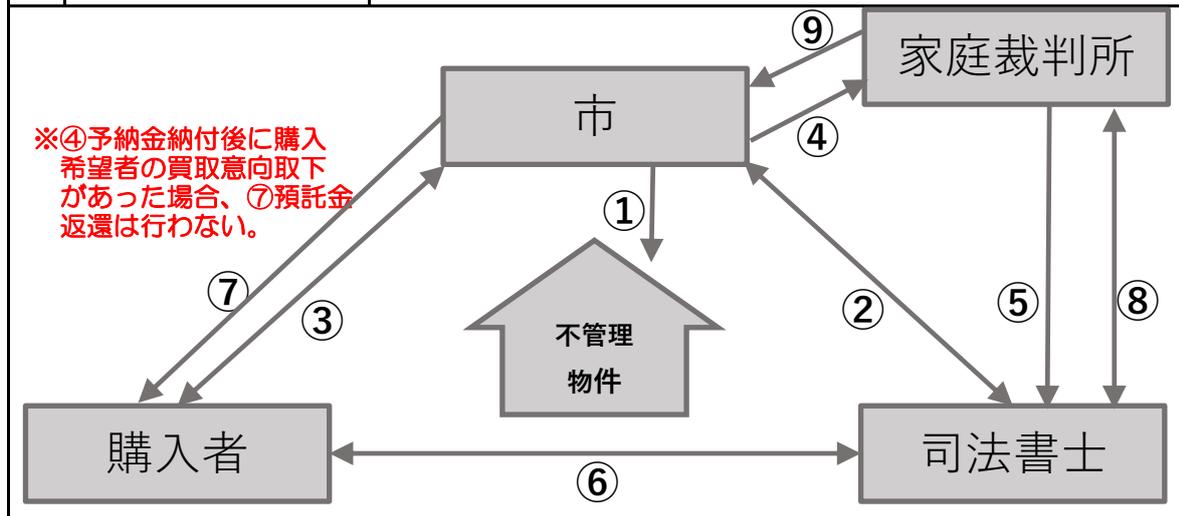


不管理物件流通の流れ

①	市	現地調査、所有者等調査により不管理物件であることを把握。
②	市⇒司法書士	清算人報酬額等に関する助言依頼。
	司法書士⇒市	清算人報酬額等に関するの助言。
③	市⇒購入希望者	市HP上で 購入希望者募集 及び購入予定者決定。
	購入予定者⇒市	買付証明書や清算人選任申立申請書等の手続及び預託金の納付。
④	市⇒家庭裁判所	財産清算人選任申立。推薦司法書士上申。予納金納付。
⑤	家庭裁判所⇒司法書士	財産清算人選任。
⑥	司法書士⇔購入者	購入者と財産清算人で売買契約。
⑦	市⇒購入者	預託金返還。
⑧	司法書士⇒家庭裁判所	職務終了の報告。報酬請求。
	家庭裁判所⇒司法書士	報酬支払。
⑨	家庭裁判所⇒市	予納金返還。



予納金とは（市⇒裁判所）

清算人選任申立時に裁判所に対して納めるもの。管理業務完了後返還されるが、財産処分ができない等の場合返還されない可能性有。

預託金とは（買取希望者⇒市）

買取希望者から預かり、買取希望者が原因で財産処分に至らない場合に予納金分の市の損失を補填するもの。財産処分後返還する。